

「消費者行政体制の一層の強化に向けた検討報告―「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理を踏まえて―」の修正案について

平成 23 年 6 月 10 日

佐野 真理子

「消費者行政体制の一層の強化に向けた検討報告―「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理を踏まえて―」（平成 23 年 6 月 10 日）について、（独）国民生活センターと（独）製品評価技術基盤機構のテスト業務に関する記述（p20）について、以下のような修正を提案いたします。

（修正前）

- なお、N I T E と国民生活センターの商品テスト機能が類似しており、両者の事業を統合できるのではないかとの見方もある。しかし、第 5 回消費者委員会（平成 2 1 年 1 1 月 9 日）においては、N I T E 及び国民生活センターから、「N I T E が、科学的中立な立場からの原因究明を実施し、メーカーの設計情報・設計思想も含めて原因究明を行うのに対し、国民生活センターは、基本的には相談処理・あっせんの一環として、消費者側に立って原因究明を行い、相談者がその後に訴訟等を考えている場合に備えて事故品は事業者には提供せず証拠保全に協力する等の配慮も行っている」という旨の説明がなされた（注 2）。このように、事業者との関係で、両者の機能には根本的な相違があり、これらを統合することは容易ではないと考えられる（注 3）。

（注 2） 第 4 7 回消費者委員会（平成 2 3 年 2 月 1 8 日）での地方公共団体へのヒアリングにおいても、国民生活センターの商品テストについて、事故が現実には発生していなくても苦情相談に係る事案について検査を実施する点で N I T E と異なっており、例えば、製品について期待した効果が得られないというような相談に対応するテストについて、N I T E は原則として対応しないが、国民生活センターはそのような事案にも対応するため、テストの結果、表示通りの効果がなかったり、表示通りの成分が入っていなければ、製品の回収等にもつながる効果もある旨の指摘がなされた（別紙 4 参照）。

(修正後) (下線部が修正箇所)

- なお、N I T E と国民生活センターの商品テスト機能が類似しており、両者の事業を統合できるのではないかとの見方もある。しかし、第5回消費者委員会（平成21年11月9日）においては、N I T E 及び国民生活センターから、「N I T E も国民生活センターも、中立な立場からの原因究明を実施しているが、両者の違いとして、N I T E は、メーカーの設計情報・設計思想も含めて原因究明を行うのに対し、国民生活センターは、相談処理・あっせんの一環として、相談者がその後に訴訟等を考えている場合に備えて事故品は事業者には提供せず証拠保全に協力する等の配慮も行っている点がある」という旨の説明がなされた（注2）。このように、事業者との関係で、両者の機能には一定の相違があり、これらを統合することは容易ではないと考えられる（注3）。

（注2） 第47回消費者委員会（平成23年2月18日）での地方公共団体へのヒアリングにおいても、国民生活センターの商品テストについて、事故が現実には発生していなくても苦情相談に係る事案について検査を実施する点でN I T E と異なっている旨の指摘がなされた（別紙4参照）。なお、国民生活センターにおいても、前記のとおり、運用上の工夫として、事業者から提出された資料の活用等を進めている。